

ＴＰＰ協定に関する意見書

(発議第1号・原案可決)

環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）は、平成27年10月5日に参加12カ国の閣僚会議で大筋合意に至った。しかし、未だ国民理解が十分とは言えず、わが国の国益が守られるか、どの分野にどのような影響があるかなど、国民の大きな懸念は依然として拭われていない。

国は、「ＴＰＰ交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」において、競争力の強化等を通じて、強くて豊かな日本の農林水産業、基盤整備対策や体質強化対策等を講ずるとし、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を策定した。

しかし、食料供給県である青森県において農林水産業は重要な産業であり、県内の生産者や関係者からは、情報提供が十分でないことへの不満や、経営に対する不安の声が数多く上がっている。

よって、国においては、農林水産関連施策の一層の充実及び体質強化を図り、生産者が将来にわたり意欲を持ち確実に再生産が可能となる対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月4日

青 森 県 議 会

TPP交渉に関する意見書

(発議第2号・原案否決)

TPP参加国は、10月5日に「大筋合意」、11月5日に「暫定文書」を発表しました。

「大筋合意」は、米国・豪州産米合わせて7.8万トンの「特別輸入枠」の設定をはじめ、牛肉の関税を15年掛けて38.5%から9%へ引き下げ、豚肉の関税1kgあたり最大482円から10年後に50円に引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45%削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など農産品重要5品目すべてで譲歩するとともに重要5品目の細目（タリフライン）の3割で関税撤廃としています。

国会決議は、重要5品目については関税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外」であり、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しており、国会決議違反は明白です。

さらに、重要5品目以外の野菜、くだものや林産物、水産物の98%で関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本の農林水産業への影響は計り知れず、食糧自給率をさらに引き下げ、日本を「存立危機事態」へと追い込むものです。

また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の参入、食の安全の侵害、さらには国有企業の規定やISDs条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声に対して、政府は「指摘された多くの懸念にはあたらない」として国民の不安の声に応えようとする姿勢はありません。

政府は、自民党の選挙公約も、自民党が主導して行った衆参農林水産委員会の決議も無視して「合意」しながら、「巨大な経済圏ができる」「TPPは21世紀の世界のルールになる」などと、幻想だけをふりまいています。

政府はTPP「大筋合意」の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すべきです。国会決議に違反する「合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月4日

青 森 県 議 会

日本の立憲主義を取り戻すことを求める意見書

(発議第3号・原案否決)

安倍政権は、9月19日に安保法制の採決を強行しました。安保法制は、成立したからといって、それを許したままにしておくことはできません。それは、何よりも、安保法制は、日本国憲法に真っ向から背く違憲立法であるからです。安保法制に盛り込まれた「戦闘地域」での兵站、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権行使—そのどれもが、憲法9条を蹂躪して、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっています。日本の平和と国民の命を危険にさらすこのような法律を一刻たりとも放置するわけにはいきません。

安保法制に対して、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官を含むかつてない広範な人々から憲法違反という批判が集中しています。このような重大な違憲立法の存続を許すならば、立憲主義、民主主義、法の支配という我が国の存立の土台が根底から覆されることになりかねません。

よって政府に対し、安保法制を廃止し立憲主義を取り戻すよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月4日

青 森 県 議 会